

**最高人民法院による  
電子商取引プラットフォーム関連知的財産権民事事件の審理に関する  
指導的意見**

電子商取引プラットフォーム関連知的財産権民事事件を公正に審理し、電子商取引分野における各主体の合法的権益を法により保護し、電子商取引プラットフォーム上の経営活動の規範化、秩序化、健全化した発展を促進するために、知的財産権裁判の実情を踏まえて、本指導的意見を制定する。

一、人民法院は、電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件の審理に当たって、知的財産権保護の厳格化の原則を堅持し、電子商取引プラットフォームを介する模倣、海賊版等の権利侵害商品又はサービスの提供行為を法により処罰し、当事者が信義誠実の原則に従って、法により権利を正当に行使するよう積極的に導き、かつ知的財産権利者、電子商取引プラットフォーム運営事業者、プラットフォーム内事業者等各主体間の関係を適正に処理しなければならない。

二、人民法院は、電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件の審理に当たって、「中華人民共和国電子商取引法」（以下、「電子商取引法」という）第九条の規定に準拠して、関連当事者が電子商取引プラットフォーム運営事業者又はプラットフォーム内事業者に当たるか否かを認定しなければならない。

人民法院は、電子商取引プラットフォーム運営事業者の行為が自社事業の実施であるか否かを認定するに当たって、商品の販売画面に表示している「自営」情報、商品そのものに表示してある販売主体の情報、領収書等の取引伝票に表示してある販売主体の情報等の要素を考慮することができる。

三、電子商取引プラットフォーム運営事業者は、プラットフォーム内事業者が知的財産権を侵害したことを知った場合又は知るべきであった場合、権利の性質、具体的な侵害の状況と技術条件、及び権利侵害に当たる初歩的な証拠、サービスの種類に応じ、必要な措置を速やかに講じなければならない。講じる必要な措置は、合理性・慎重性の原則に従うものとし、リンク削除、ブロック、

解除等の削除措置が含まれるが、これらに限定されない。プラットフォーム内事業者が、複数回にわたって意図的に知的財産権を侵害した場合、電子商取引プラットフォーム運営事業者は、取引とサービス提供を中止させる措置を講じる権利を有する。

四、電子商取引プラットフォーム運営事業者は、電子商取引法第四十一条、第四十二条、第四十三条の規定に基づき、知的財産権の種類、商品又はサービスの特徴等に応じ、プラットフォーム内の通知・声明の仕組みの具体的な実行措置を制定することができる。ただし、関連措置は、法により権利を擁護する当事者の行為に対して不合理な条件又は障害を設けてはならない。

五、知的財産権利者が、電子商取引法第四十二条の規定に従って電子商取引プラットフォーム運営事業者に出す通知には、一般的に、知的財産の権利証明及び権利者の真実の身分情報、正確に特定できる侵害被疑商品又はサービスの情報、権利侵害に当たる初歩的な証拠、通知の真実性に関する保証文書等が含まれる。通知は、文書によるものでなければならない。

通知が専利権に係るものである場合、電子商取引プラットフォーム運営事業者は、知的財産権利者に対し、技術的特徴又は設計的特徴の対比の説明、実用新案又は意匠専利権評価報告書等の資料の提出を要請することができる。

六、人民法院は、通知者に電子商取引法第四十二条第三項にいう「悪意」があるか否かを認定するに当たって、偽造、変造された権利証明の提出、模倣侵害対比に関する鑑定意見や専門家意見の提出、権利が不安定な状態にあることを明らかに知りながら通知を出したこと、間違った通知であると明らかに知りながら速やかに撤回又は訂正しなかったこと、間違った通知の繰り返しの提出等の要素を考慮することができる。

電子商取引プラットフォーム運営事業者、プラットフォーム内事業者が、間違った通知、悪意で間違った通知を出されたことにより損害を被ったことを理由に、人民法院に訴訟を提起した場合、それを電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件と併合して審理することができる。

七、プラットフォーム内事業者が電子商取引法第四十三条の規定に従って電子商取引プラットフォーム運営事業者に提出する「侵害行為が存在しない」旨の声明には、一般的に、プラットフォーム内事業者の真実の身分情報、正確に特定できる必要な措置の中止を要請する商品又はサービスの情報、所属権帰属の証明、授権証明等侵害行為が存在しないことの初歩的な証拠、声明の真実性に関する保証文書等が含まれる。声明は、文書によるものでなければならない。

声明が専利権に係る場合、電子商取引プラットフォーム運営事業者は、プラットフォーム内事業者に対し、技術的特徴又は設計的特徴の対比説明等に関する資料の提出を要請することができる。

八、人民法院は、プラットフォーム内事業者による声明文に悪意があるか否かを認定するに当たって、偽造又は無効の権利証明、授権証明の提出、声明には虚偽情報が含まれているか又は明らかに誤解を招く内容があること、通知に「権利侵害を認定した」旨の有効な判決文又は行政処罰決定書が添付されているにもかかわらず声明を出したこと、声明の内容に誤りがあることを明らかに知りながら速やかに撤回又は訂正しなかったこと等の要素を考慮することができる。

九、緊急の状況にあるため、電子商取引プラットフォーム運営事業者が直ちに商品撤去等の措置を講じなければ、自分の適法な權益が補填し難い損害を受けてしまう場合、知的財産権利者は、中華人民共和國民事訴訟法第百条、第百一条の規定に準拠して、人民法院に保全措置を申し立てることができる。

緊急の状況にあるために電子商取引プラットフォーム運営事業者が直ちに商品へのリンクを回復できない場合、又は通知者が直ちに通知を撤回し、通知送信等の行為を停止しなければ、自身の適法な權益が補填し難い損害を受けてしまう場合、プラットフォーム内事業者は、前項にいう法律の規定に準拠して、人民法院に保全措置を申し立てることができる。

知的財産権利者、プラットフォーム内事業者の申立てが法律の規定に適合する場合、人民法院は法に基づいてこれを支持しなければならない。

十、人民法院は、電子商取引プラットフォーム運営事業者が合理的な措置を

講じたか否かを判断するに当たって、権利侵害に当たる初歩的な証拠、侵害成立の可能性、侵害行為の影響範囲、悪意ある侵害や繰り返し侵害の有無を含む侵害行為の具体的な情状、損害の拡大防止の有効性、プラットフォーム内事業者の利益に与える影響、電子商取引プラットフォームのサービス種類と技術条件等の要素を考慮することができる。

プラットフォーム内事業者が、通知に係る専利権が国家知識産権局により無効宣告されたことを証拠をもって証明し、電子商取引プラットフォーム運営事業者がこれに基づいて必要な措置を一時停止した場合において、知的財産権利者が、電子商取引プラットフォーム運営事業者が必要な措置を速やかに講じなかったと認定するよう請求したときは、人民法院はこれを支持しない。

十一、電子商取引プラットフォーム運営事業者が下記の事由のいずれかに該当する場合、人民法院は、侵害行為の存在を「知るべきであった」と認定することができる。

(一) 知的財産権保護に関する規則の制定、プラットフォーム内事業者の経営資格に関する審査等の法定義務を履行していない場合

(二) プラットフォーム内の「旗艦店（フラッグシップショップ）」「品牌店（ブランドショップ）」等の文字を表示する事業者の権利証明を審査していない場合

(三) 有効な技術的手段をとって「高倣（高精度なブランドコピー）」、「仮貨（模倣品）」等の文字を含む侵害商品へのリンク、申し立てられた苦情の成立後にも再び出品された侵害商品へのリンクについてフィルタリングやブロック等を行っていない場合

(四) 合理的な審査と注意義務を履行しなかったその他の状況がある場合

出所：最高人民法院ウェブサイト

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-254931.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。